

地域包括支援センターの今後の取り組み

- 1 地域での虐待発生予防
- 2 通報受理体制の明確化(義務化)
- 3 立入り調査決定のシステム化
- 4 緊急保護体制の整備
- 5 権利擁護の視点の強化
- 6 施設内虐待防止への積極的な介入
- 7 虐待対応後のフロー

北九州市における 高齢者虐待防止システム

北九州市保健福祉局高齢者福祉課
在宅福祉係長 大庭千賀子

北九州市の概要

- 人口 987,857人【平成18年3月31日現在】
- 高齢者数 221,441人(22.4%)
【平成18年3月31日現在】
- 介護保険要介護認定者数 【平成17年3月】
46,983人
*第1号被保険者に占める割合 21.7%
- 認知症高齢者数(認知症自立度Ⅱ以上)【平成16年度推計】
19,492人
*高齢者人口に対する出現率 9.2%

北九州市高齢化社会対策総合計画

「北九州市高齢化社会対策総合計画」
(平成5年4月～平成18年3月)

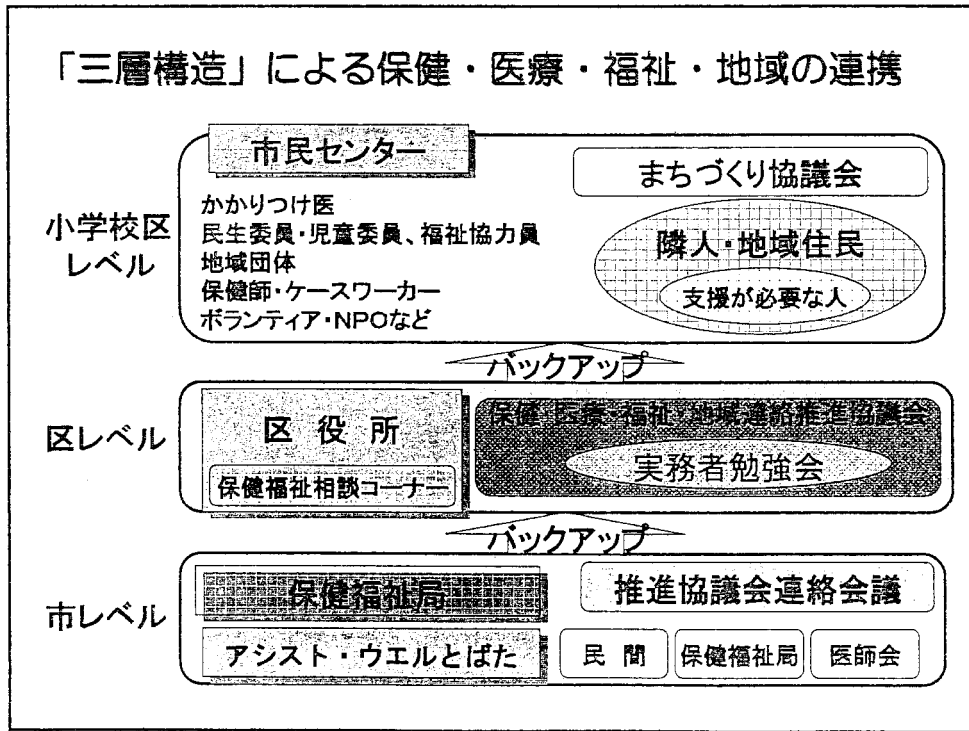
～すべての市民が安心して
いききと暮らせるまちづくり～

■計画推進のための『3つのキーワード』

「総合化」 総合的・包括的なサービス提供の仕組み
年長者相談コーナーの設置(平成5年)

「市民本位」 出前主義、即決主義

「ネットワークづくり」 小学校区単位のネットワーク



市民センターを中心とした地域活動

市民センター(小学校区レベルの活動拠点)

運 営: まちづくり協議会

(自治会、婦人会、老人クラブ、地区社協、
民生委員・児童委員、PTA、子ども会 等)

主な機能:

- コミュニティ活動 …… 地域のボランティア活動など
- 保健福祉活動 …… ふれあい昼食会、健康診査など
- 環境・リサイクル活動 …… 資源化物の回収など
- 生涯学習活動 …… 市民講座、趣味の講座など
- 地域防災活動 …… 防災訓練、地域の見守りなど

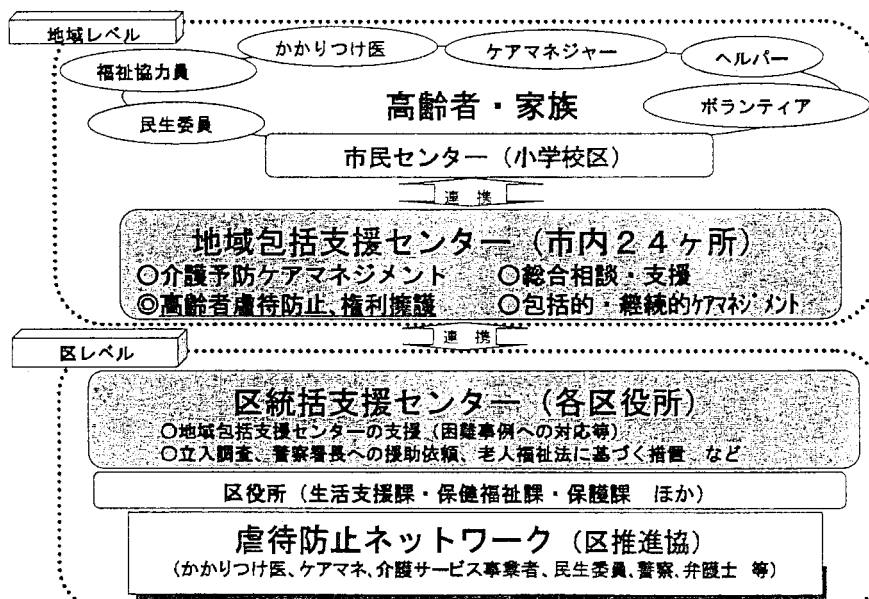
ふれあいネットワーク事業

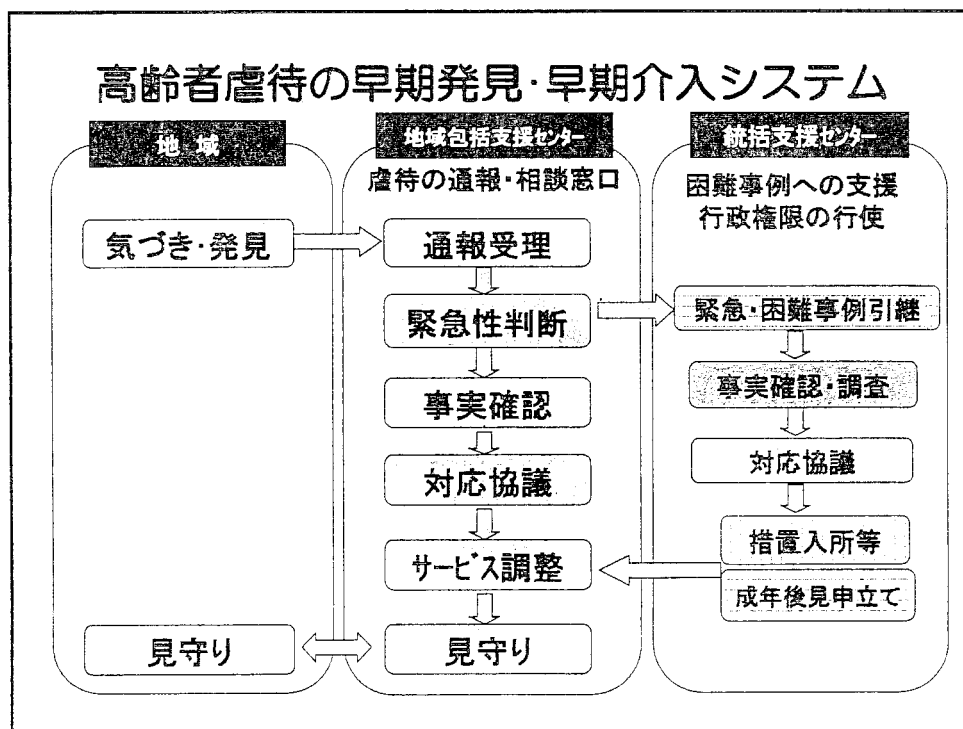
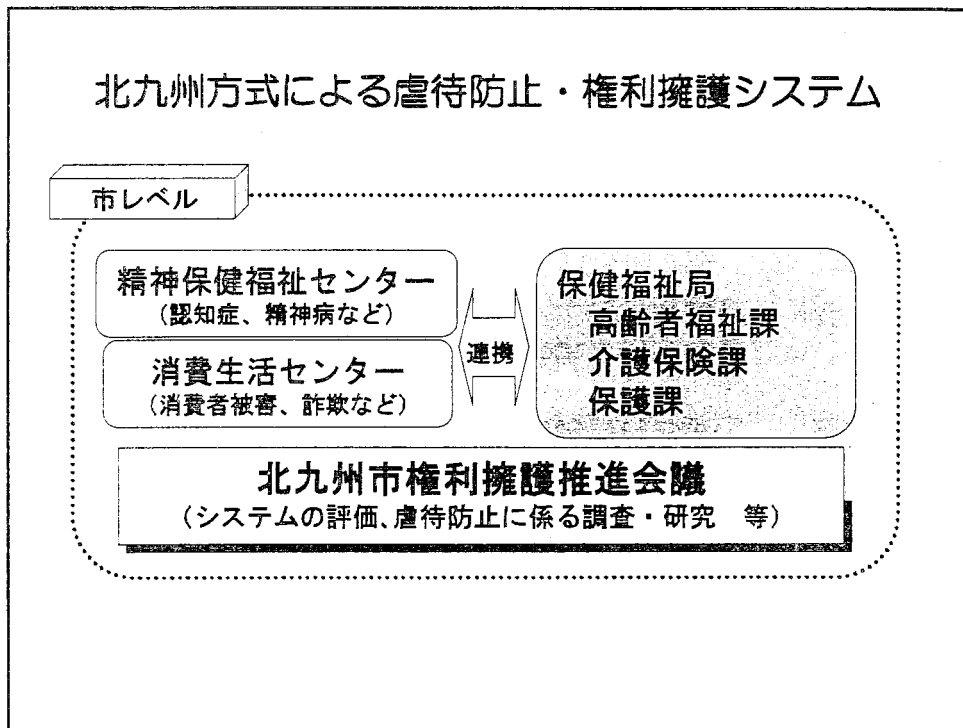


高齢者の虐待防止に関する検討会

- 目的 高齢者の虐待予防や、気づき・発見、迅速かつ適切な対応から継続的な見守りにいたる、一貫した虐待防止システムを構築することにより、高齢者がその人らしく、安心して暮らせるまちづくりに資する。
- 設置期間 平成16年11月～平成18年4月
- 検討内容
 - ①居宅における高齢者虐待の実態調査
 - ②本市における高齢者虐待防止システム
 - ③虐待防止に係る啓発活動のあり方
 - ④居宅における高齢者の虐待防止マニュアル
- 委員長 西南女学院大学保健福祉学部 伊藤直子教授

北九州方式による虐待防止・権利擁護システム





北九州成年後見センター「みると」

設置運営： 有限責任中間法人北九州成年後見センター
(弁護士、司法書士、社会福祉士、家族の会、市社協等)

対 者： 判断能力が不十分で、権利や財産の侵害を受けている高齢者・障害者等

事業概要： ①成年後見制度に関する相談
②成年後見の申立て支援
③法人後見業務
④成年後見制度に係る研修、啓発
⑤市長申立て事務の受託 他

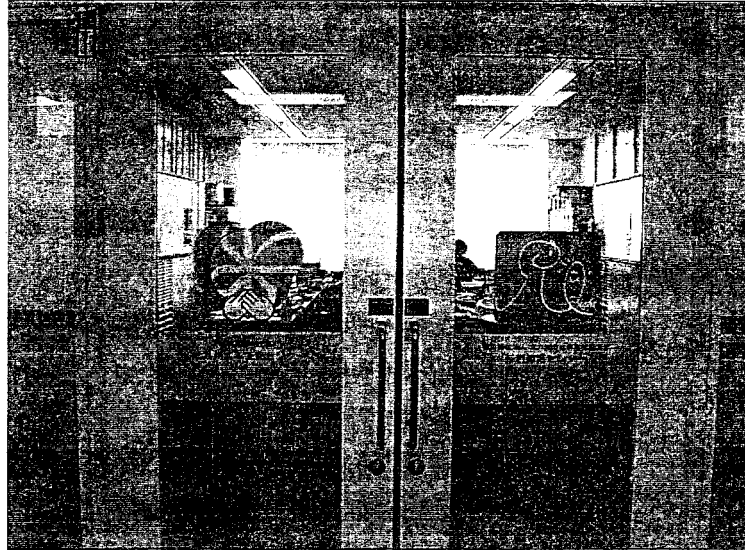
権利擁護センター「らいと」

設置運営： 北九州市社会福祉協議会

対 象： 市内の概ね65歳以上の高齢者等

事業概要： ①金銭管理サービス
(預貯金の出入、家賃等の支払い)
②生活支援サービス
(サービスの利用手続き・調整等)
③財産保全サービス
(通帳・証書等の保管など)
④その他
(弁護士紹介、遺言にかかる紹介など)

「みると」と「らいと」窓口一元化



官民協働による権利擁護システム

三層構造による地域ケアシステム

市民センターを中心とした
地域のネットワーク

通報

地域包括支援センター

○事実確認、サービス調整、見守り等

支援

区統括支援センター

○困難事例に対する助言、調整
○立入調査、警察署長への援助要請
○老人福祉法に基づく措置等

支援

保健福祉局

○情報提供、全体調整

消費生活センター・精神保健福祉センター

○専門的・技術的な支援

民間の権利擁護専門機関

権利擁護センター「らいと」

設置運営 北九州市社会福祉協議会

対象 判断能力の衰えた市内の
高齢者・障害者等

事業概要 ①金銭管理サービス
②生活支援サービス
③財産保全サービス等

連携

北九州成年後見センター「みると」

設置運営 有限責任中間法人

対象 北九州成年後見センター
判断能力の衰えにより権利や
財産の侵害を受けている
高齢者・障害者等

事業概要 ①成年後見制度に係る相談
②申立て手続きの支援
③法人後見業務等

家族介護支援事業

● ささえあい相談会

目的 高齢者を介護している家族の悩みや相談を介護経験者が聞き、経験に基づく助言をしたり気持ちに寄り添うことにより、家族の精神的・身体的な負担の軽減を図る

概要 原則、各区で月1回(10:30～15:30)程度開催

● 高齢者見守りサポーター派遣事業

目的 認知症や寝たきり等の高齢者を介護する家族の介護疲れの緩和やリフレッシュのため、見守りサポーターを派遣する

概要 9時～20時までの間、1日6時間まで利用可能
1時間30分あたり500円(交通費別途)

高齢者虐待防止のための啓発事業

平成18年度事業(予定)

1 「高齢者虐待防止」と「認知症」をセットにした講演会の開催

● テーマ

誰もがその人らしく、いきいきと安心して暮らせるまちづくり

● ポイント

- ①「高齢者虐待」の背景には認知症高齢者の問題行動
- ②「高齢者虐待」と「認知症」の正しい理解の推進
- ③裾野の広がり … 「誰にでも起こりうること」

2 権利擁護マップ

市内の権利擁護期間を網羅。相談内容で検索。

現状と課題 ①

地域包括支援センターが高齢者虐待防止機能をまだ十分に果たせていない

- 立ち上げ準備が遅れ、十分な研修等ができないままスタートせざるを得なかった
- 介護予防ケアプラン(要支援1・2)の作成について予想以上に地域包括が時間を取られている
- 高齢者虐待の相談・通報窓口の周知が十分でない

現状と課題 ②

各区の統括支援センターが中心となって高齢者虐待へ対応

- 従来の高齢者虐待・権利擁護に係る相談・対応の窓口は
区役所保健福祉相談係(事務職・保健師)
在宅介護支援センター
- 地域包括支援センターの社会福祉士の多くは高齢者虐待への対応が未経験

現状と課題 ③

- 各区の「保健・医療・福祉・地域連携推進協議会」の中に虐待防止ネットワークをつくり、

地域包括支援センターとの連携・協力体制を整備することとしているが、区によって活動に差がある

【主なメンバー】

医療： 医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会 など

地域： 自治会、区社協、民児協、女性団体連絡会 など

福祉： 介護サービス事業者連絡会、高福協 など

その他： 弁護士会、大学、保育所連盟、小学校校長会、警察署、消防署、市民センター など

現状と課題 ④

「高齢者虐待」に関する市民理解が
まだ進んでいない

- どういう行為が「虐待」となるのか、について市民・介護保険サービス事業者の認識がまだ不十分
- 特に、夫婦間、親子間等の緊密な家族関係の中で虐待が起きている場合は、本人及び虐待者の双方が虐待と認識していない場合が多く、気がついた時には、虐待が深刻化している